

コーポレート・ガバナンス報告書

2021年6月18日

アップコン株式会社

代表取締役社長 松藤 展和

問合せ先： 取締役管理本部本部長 和田 進一

044-820-8120

証券コード：5075

(<https://www.upcon.co.jp>)

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「健康第一・安全第一・家庭第一」を理念としコーポレート・ガバナンスの基本的な目的を企業価値の安定的な増大と株主重視の立場に立って経営の健全性の確保と透明性を高めることであると認識しております。そのために、財務の健全性を追求すること、タイムリーディスクロージャーに対応した開示体制を構築すること、取締役及び監査役がそれぞれ独立性を保ち業務執行及び監査責任を果たすことを経営の最重要方針としております。また、コーポレート・ガバナンスの効果を上げるため、内部統制システム及び管理部門の強化を推進し、徹底したコンプライアンス重視の意識の強化とその定着を全社的に推進してまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
松藤 展和	862,800	66.40
アクアプレコン株式会社	160,000	12.31
松藤 真弓	60,000	4.62
松藤 花梨	60,000	4.62
松藤 南輝	60,000	4.62
千家 道恵	24,800	1.91
飯塚 朋子	16,400	1.26
桑田 豪	12,000	0.92
江間 哲郎	12,000	0.92
坂井 正美	10,800	0.83

支配株主名	松藤 展和
-------	-------

親会社名	—
親会社の上場取引所	—

補足説明

アクアプレコン株式会社は当社代表取締役である松藤展和の二親等内の親族の資産管理を目的とする会社であり、松藤展和の二親等内の親族が議決権の過半数を保有しております。

3. 企業属性

上場予定市場区分	TOKYO PRO Market
決算期	1月
業種	建設業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引につきましては、原則として行わない方針としておりますが、やむを得ず取引を行う場合には、その取引に合理性があるか、取引条件は他の外部取引と比較して適正であるか等に特に留意し、当社取締役会での承認により行う方針としており、当社及び少数株主に不利益とならないよう適切に対応してまいります。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

—

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役会設置会社
------	----------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社外取締役
取締役の人数	4名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
桑田 豪	学者													

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h. 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
桑田 豪	○	—	当社の企業倫理に共感し、その実現に向けて強い意思を持って行動していただけることおよび建築設計の専門家としての経験を有していることから社外取締役として選任しています。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	3名以上5名以内
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役、内部監査室及び会計監査人の相互連携については、監査の独立性と適正性を監視しながら、定期的に行われる業務報告等を含め、必要に応じて情報交換を開催することで連携を図り、監査の実効性と効率性の向上に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	—

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
飯塚 朋子	その他													
江間 哲郎	他の会社の出身者													○
俣野 和仁	公認会計士													

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
飯塚 朋子	○	—	司法書士資格保有者としての経験を有していることから、当社の社外監査役として適任であると判断し、選任しております。
江間 哲郎	○	当社は同氏が所属する森田	会計税務の専門家として高度な専

		会計事務所との間で税務顧問契約を締結しています。同氏は2015年1月まで同事務所において当社の担当をしていましたが、2015年2月以降は同事務所では同氏以外の者が当社を担当しております。また同事務所への当社の支払報酬は少額であり「多額な金銭」には該当しないと判断しています。このため、一般株主との間に利益相反が生じるおそれはないと判断しています。	門知識を有していることから、当社の社外監査役として適任であると判断し、選任しております。
俣野 和仁	○	—	公認会計士として豊富な法定監査の経験を有していることから、当社の社外監査役として適任であると判断し、選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の数	—
その他独立役員に関する事項	
—	

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していません。
---------------------------	-----------

該当項目に関する補足説明

—

ストックオプションの付与対象者	—
-----------------	---

該当項目に関する補足説明

—

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていません。
------	-----------------

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上であるものが存在しないため、個別報酬は開示しておりません。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は役員報酬規程を定め、取締役の報酬については株主総会で決議された報酬総額の限度内において、取締役会で配分方法の取扱いを協議した上で代表取締役が決定しております。

監査役の報酬については株主総会で決議された報酬総額の限度内において、各監査役の個別報酬額を監査役会の協議により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役のサポートは管理部が行っており、取締役会の資料等の必要書類の事前の提供を行うとともに、必要に応じて説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、監査役会設置会社としてコーポレート・ガバナンス体制を構築しております。この体制により、経営の最高意思決定機関である取締役会に業務執行の権限・責任を集中させ、業務執行又は取締役会から独立した監査役及び監査役会に、取締役に対する牽制機能を担わせることで、適切な経営の意思決定及び、業務執行を推進しています。

(1) 取締役会

本書提出日現在、取締役会は取締役6名(うち社外取締役1名)で構成されております。

取締役会は毎月1回定例取締役会が開催され、重要事項はすべて付議され、業務執行状況についても随時報告されており、会社の経営上の重要事項の意思決定及び業務執行の監督機関として、経営の妥当性、効率性及び公正性について適宜検討し、法令及び定款に定められた事項並びに重要な業務に関する事項を決議しております。また重要な議案が生じた時に必要に応じて臨時取締役会を機動的に開催できる体制を整えております。

(2) 監査役会

本書提出日現在、監査役会は監査役3名(うち社外監査役3名)で構成されております。

監査役会は毎月1回定期的に開催されており、全ての監査役が取締役会に出席し取締役の職務執行を充分に監視するとともに、常勤監査役が部長協議会の会議に出席し、経営判断の迅速化と適正化に努めております。

(3) 経営会議

代表取締役及び取締役、各部部长をメンバーとする経営会議を毎月定例1回、その他必要に応じ臨時会議を都度実施しております。

取締役会の指揮により効率的に事業を執行するとともに、関連する主要議題について幅広く協議し、必要に応じて取締役会へ方針や施策等を具申しております。

当社の部長は、他社において導入されている執行役員制度の執行役員が担う役割と同等水準の役割を期待されている職位であり、各部門の管掌役員という位置付けであります。取締役会による経営の意思決定機能及び業務執行の監督機能と経営会議メンバーによる業務執行機能を明確に分離し、機動的で迅速な意思決定と効率的な業務執行の体制を構築しております。

(4) 責任限定契約

当社は、取締役及び監査役が、その職務の遂行に当たり期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第427条第1項の規定により、業務執行取締役等である者を除く一部の取締役及び監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社の事業内容や企業規模から、監査役会設置会社が最適であると判断しております。また、社外取締役1名、社外監査役3名を選任することで、取締役の業務執行に対する牽制及び監督機能の向上を図っております。

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
実施していない	今後の株主の状況を鑑み、検討してまいります。

2. IRに関する活動状況

	補足説明
IR 資料をホームページ掲載	当社ホームページ内にIR専用ページを開設し、T D n e t において開示された情報や決算情報、発行者情報のほか、決算説明会資料等についても掲載する予定であります。
IRに関する部署(担当者)の設置	取締役管理本部長を責任者とし、管理部を担当部署としてIR活動を行ってまいります。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
実施していない	今後の検討課題としておりますが、T D n e t や当社ホームページにて、ステークホルダーに対して積極的な情報開示を適時に行っていく方針です。

Ⅳ. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、経営の透明化の向上とコンプライアンス遵守の経営を徹底するため、コーポレート・ガバナンス体制の強化を図りながら、経営環境の変化に迅速に対応できる組織体制を構築することを重要

な経営課題と位置付けております。

「内部統制システム整備に関する基本方針」に定める内容は以下のとおりです。

1. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役会議事録、その他取締役の職務の執行に係る情報は、文書又は電磁的媒体に記録し、文書管理規程等の社内規程に基づき、適切に保存及び管理する。
- (2) 文書管理部署たる管理部は、取締役の職務の執行に必要な文書などの情報については、常時情報開示・提供できるよう検索可能な方法で保存・管理する。

2. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、取締役会がリスク管理体制を構築する責任と権限を有し、これに従いリスク管理に係る「リスクマネジメント規程」「コンプライアンス規程」を制定し、多用なリスクを可能な限り未然に防止し、危機発生時には企業価値の毀損を極小化するための体制を整備する。経営会議がリスク管理活動を統轄する。

3. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 重要な職務執行を適切かつ効率的に行うため経営会議を設置し、取締役会の意思決定に資するため、取締役会付議事項の事前検討を行うとともに、取締役会が決定した方針及び指示を社内に伝達する。
- (2) 職務の執行を効率的に行うため、職務権限規程、職務分掌規程等の社内諸規程に基づき、権限の委譲を行い、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を分担する。

4. 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 役職員が共有すべき「経営理念」、「経営方針」、「クレド」を制定し、法令等の遵守の重要性につき繰り返し情報発信することにより、その周知徹底を図る。
- (2) 取締役会は、社外取締役を含む取締役で構成し、法令、定款及び「取締役会規程」を始めとする社内諸規程に従い、重要事項を決定するとともに、法令等遵守の状況に関する報告体制を確立する。
- (3) 「リスクマネジメント規程」「コンプライアンス規程」を定め、管理部を統括部署として、適切に運用することにより危機管理及びコンプライアンスの徹底と社会的信用の向上を図る。
- (4) 社長直轄の内部監査室を設置し、「内部監査規程」に基づき業務全般に関し、法令、定款および社内規定の遵守状況、職務執行の手続きおよび内容の妥当性等につき、定期的に内部監査を実施する。
- (5) 財務に関する社内規程を整備し、財務報告の適正性、信頼性、を確保するための体制の充実を図る。
- (6) 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとともに、これら反社会的勢力に対しては、警察などの外部専門機関と密接に連携し、全社を挙げて毅然とした態度で対応する。全役職員の行動規範として「反社会的勢力対応規程」を制定して徹底を図る。
- (7) 法令・定款・社内諸規定に違反する行為を発見して是正することを目的に、社内に内部通報

窓口を設けるとともに、社外窓口も設置する。

5. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 監査役の職務を補助すべき使用人は、必要に応じてその人員を確保する。
- (2) 当該使用人が監査役の職務を補助すべき期間中の指揮権は、監査役に委嘱されたものとして、取締役の指揮命令は受けないものとし、その期間中の当該使用人の人事評価については、監査役が行う。

6. 監査役を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役付に対する指示の実効性を確保するため、監査役は当該使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分等に対して同意権を有する。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

- (1) 取締役及び使用人は、監査役会の定めに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行う。
- (2) 監査役への報告・情報提供は以下のとおりとする。
 - ・監査役から要請のあった全ての会計に関する情報
 - ・監査役から要請のあった全ての業務に関する情報
- (3) 取締役及び使用人は、職務執行に関して法令及び定款に違反する、またはそのおそれがある事項、会社に著しい損害を及ぼす虞のある事項、会社の業務又は業績に影響を与える重要な事項等を発見し次第、遅滞なく監査役に報告することとする。

8. 当社の監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、内部通報をしたことを理由として通報者に対し不利益な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を当社内の取締役及び役職者に徹底することとする。

9. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係わる方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行のために生じる合理的な費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理することとする。

10. その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 代表取締役社長及び内部監査室は、監査役と定期的に意見交換を行う。
- (2) 監査役は、取締役会を始め、経営会議等重要な会議に出席することにより、重要な報告を受ける体制とする。
- (3) 監査役会は定期的に会計監査人から監査の状況報告を受けることにより、監査環境を整備し監査の有効性を確保する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

- ・当社は、設立から現在に至るまで反社会的勢力との関係は一切なく、今後も反社会的勢力との関係は

一切持たないことを基本方針としております。

- ・具体的には、「反社勢力対応規程」において「反社会的勢力に対する姿勢」について明文化し、全職員の行動指針としております。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

- ・反社会的勢力の排除を推進するために管理部を統括管理部署とし、また、営業部に不当要求対応の責任者を設置しております。
- ・反社会的勢力からの不当要求に備え、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と密接な連携関係を構築しております。
- ・取引先等について、反社会的勢力との関係に関してチェックを行っております。

V. その他

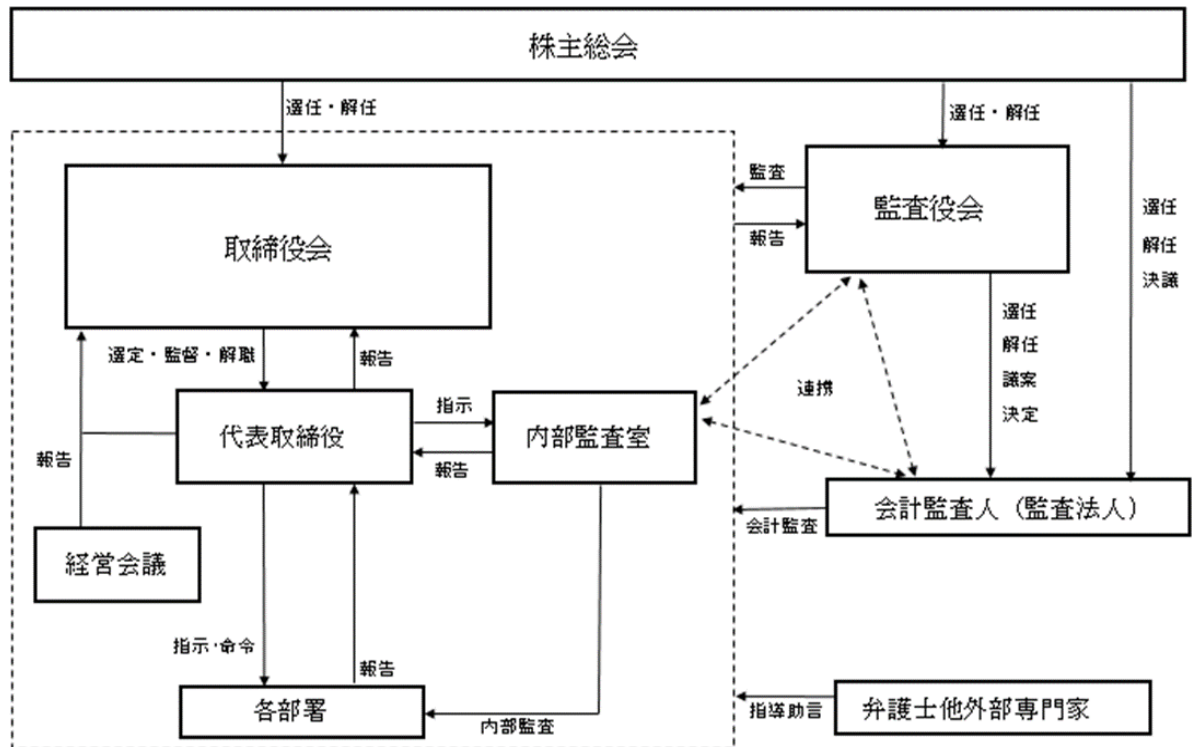
1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし
---------	----

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

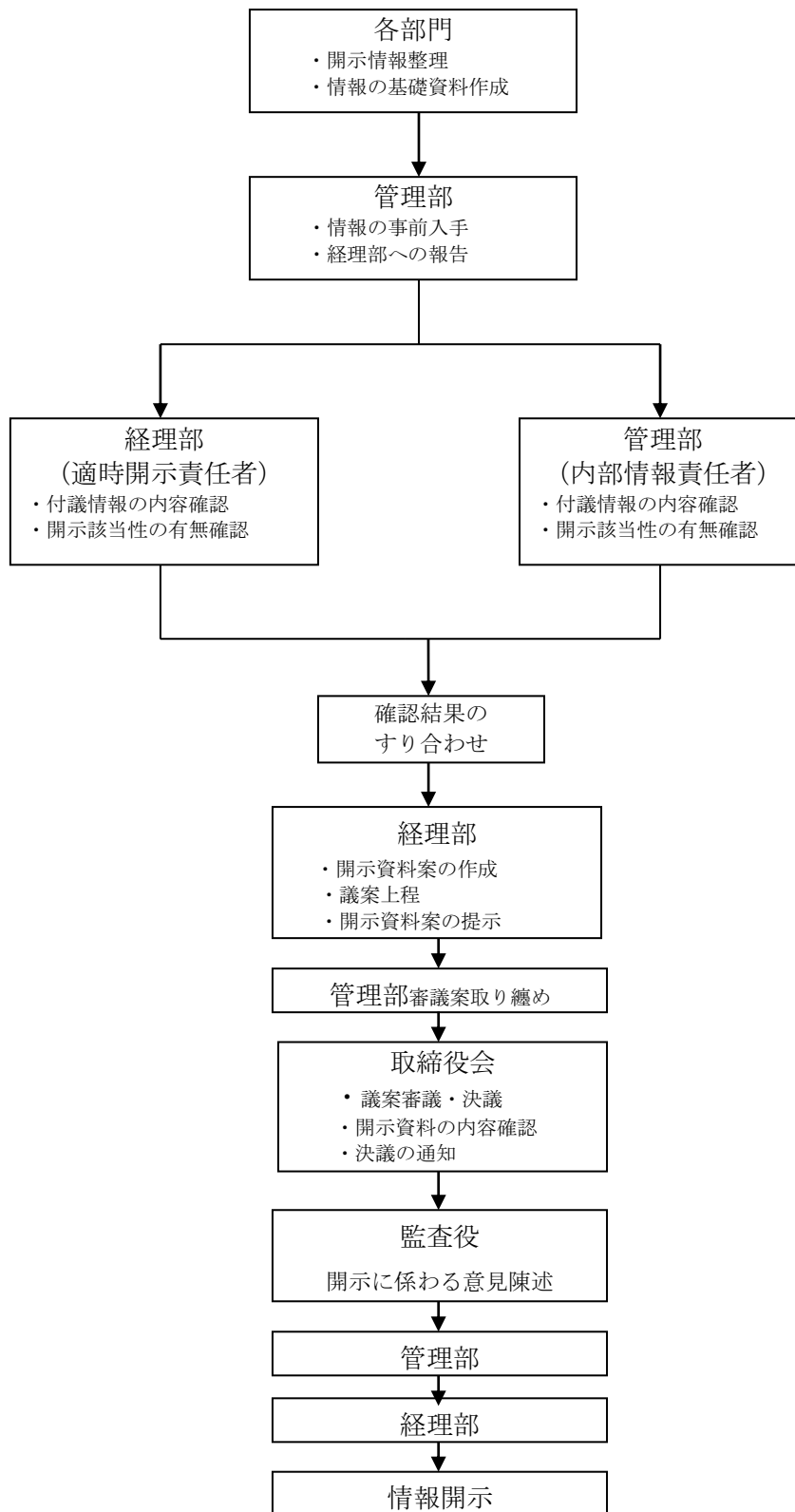
当社のコーポレート・ガバナンス体制に及び適時開示体制のフローの模式図を参考資料として添付しております。

【模式図（参考資料）】

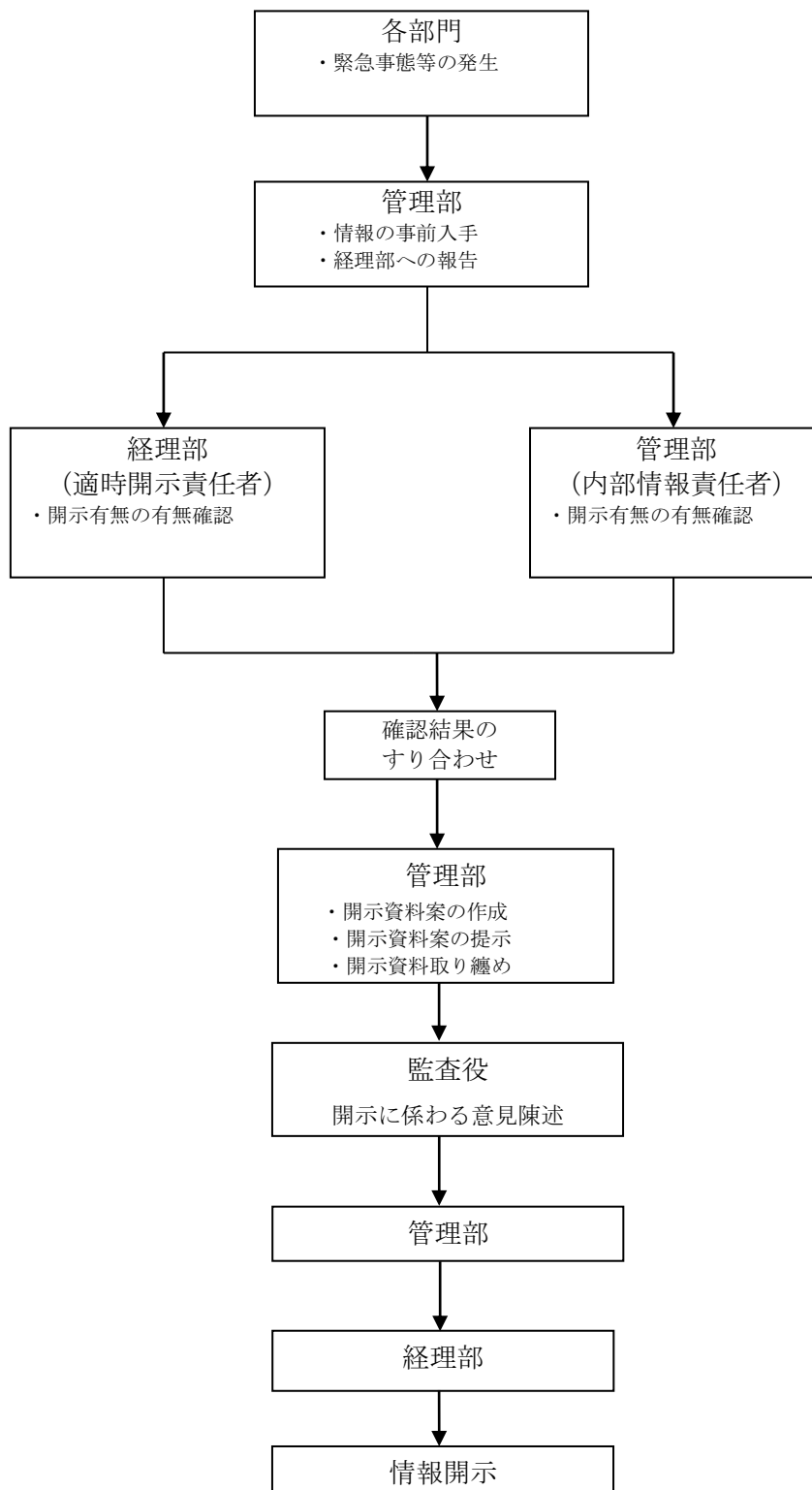


【適時開示体制の概要（模式図）】

<当社に係る決定事実・決算に関する情報等>



<当社に係る発生事実に関する情報等>



以上